

●農地パトロールを行いました

7月中旬から9月下旬にかけて、農地パトロールを行いました。

農業委員会では、市内のすべての農地の利用状況を確認するため、毎年、荒廃の程度が判別しやすい夏の時期に農業委員と農地利用最適化推進委員が担当地域を巡回しています。遊休農地の実態把握・発生防止・解消指導とともに、違反転用の早期発見などを目的としています。また、適正に管理されていないと判断した農地については、利用意向調査書を発行します。対象となった農地の今後の管理方法について回答いただきますので、通知を受け取られた方は調査にご協力をお願いいたします。

◆利用意向調査の対象となる農地（農地法第32条）

- (1) 過去一年以上にわたり農作物の作付が行われておらず、かつ今後も農地の維持管理(草刈り、耕起等)や農作物の栽培が行われる見込みがない農地等
- (2) 農作物の栽培は行われているが、周辺の同じ種の農地において通常行われる栽培方法と比較してその程度が著しく劣っている農地

(農地所有者の方へのお願い)

雑草が繁茂している遊休農地は、病害虫の発生等により、周囲の農地ばかりか市民生活へ悪影響を及ぼす恐れがあります。農地所有者の方は、耕作や草刈り等適切な管理にご協力をお願いします。



伊達市農業委員会だより

2022年第9号

編集・発行 伊達市農業委員会事務局 令和4年9月22日発行
〒960-0692 福島県伊達市保原町舟橋180番地 ☎024-573-5623

農業者年金への加入をお勧めします

農業者年金は、年間60日以上農業に従事する国民年金第1号被保険者で、60歳まで（条件付き65歳まで）の方なら、どなたでも加入できます。

★積立方式・確定拠出型の終身年金で少子高齢化時代でも安心です。

★保険料の額は月額2万円～6万7千円の間で自由に決められます。35歳未満の方は、条件付きで月額1万円からの加入も可能です。

★納めた保険料に対し税制上の優遇措置があります。

★一定の条件を満たす農業者には保険料の一部を国庫で補助します。

加入相談は農業委員会事務局まで。

(TEL024-573-5623)

編集後記

最近の農業を取り巻く環境は日に日に厳しさを増しています。春先のひょう害に酷暑、更には線状降水帯による局所的な豪雨。またロシア軍のウクライナ侵攻による原油高、生産資材の高騰による経済面での圧迫など様々です。農業経営上のリスクの備えとして、農業共済や収入保険の重要性はますます高まっていくと考えます。

(編集委員 佐藤輝弥)

◆編集委員

清野 直人（霊山地域） 井上 林一（保原地域）
土屋 洋一郎（梁川地域） 渡邊 みき子（霊山地域）
吉田 浩重（伊達地域） 佐藤 輝弥（月舘地域）
八巻 長一（梁川地域）

伊達市 農業委員会だより

vol.
9



令和4年7月に梁川町五十沢地区において開催された人・農地プラン会議。地域農業者・市農政部局・農業委員会で地域の将来像を描く。

もくじ

- | | |
|--|--|
| 下限面積を変更しました……………2
空き家に付随した農地の売買が可能となります | 市長へ要望書を提出しました……………2
降ひょう被害に対し要望活動を行いました |
| 人・農地プランを推進しています………3
地域農業の将来像を描きます | 農地パトロールを行いました……………4
農地の適正管理のため調査を行いました |
| 農業者年金への加入をお勧めします…4
加入相談は農業委員会事務局まで | |

下限面積を 変更しました

空き家に付随した農地の売買に
ついて規制が緩和されました

令和4年8月1日より、伊達市空き家バンクに登録された空き家に付随した農地に限り、農地取得する方に最低限必要な経営面積（農地法第3条第2項第5号による農業委員会が定める別段の面積（下限面積）を1平方メートル以上と定めました。

新規就農者の増加と遊休農地の解消、伊達市内の空き家の利活用を促し、伊達市への移住促進に資するため、要綱を定め運用します。

空き家に付随した農地は、伊達市農業委員会が1筆ごとに指定する事とし、指定にあたっては、農地集積に支障を及ぼす等、既存の農地への影響がないかどうかを農業委員会が調査し、総会での議決をもって決定します。



詳細はこちら

● 伊達市下限面積一覧表 ●

下限面積	対象区域名
0.01 アール (1㎡)	市内全域 ただし空き家バンクに登録された空き家に付随した農地で、伊達市農業委員会が1筆ごとに指定するもの。
20 アール	市内全域 ただし新規の認定農業者および青年等就農計画認定者が取得する場合に限る。
30 アール	旧伊達町、旧白根村、旧山舟生村、霊山町全域、月舘町全域
40 アール	30 アールに掲げた区域以外の区域

市長へ要望書を提出しました。

令和4年6月27日、月舘町糠田地区、霊山町上小国地区において5月・6月に発生した降ひょうによる農作物被害に対し、市長へ要望書を提出しました。

桃や柿等果樹類を中心に、総額八千二百万円に達した被害に対し、次のとおり要望しました。

- ①被災農業者の営農再建に必要な次期作に向けた資材購入に対する支援
- ②自然災害による農作物被害および農家の所得減少に対応する農業セーフティネットへの加入促進支援
- ③JAなど関係機関と連携した樹勢回復などの技術的支援の強化



須田市長に要望書を手渡す清野会長（中央）

降ひょう被害に対し、伊達市で実施された支援策は次のとおりです。

- 伊達市農業災害対策事業：次期作分肥料・薬剤共同購入に対し、それぞれ共同購入費の10%を補助。
- 果樹共済掛金支援事業：本年度共済に加入申込された被災農家に対し、県農業共済組合を通じて共済掛金の20%を補助。

- 果樹降ひょう被害緊急対策支援事業：着果調節追加作業、追加防除などの管理作業費用に対し、10アールあたり一万九千円を補助。

- 農家経営安定資金（令和4年降ひょう災害資金）：指定金融機関が、令和4年の降ひょうにより被害を受けた農業者に、対し、三百万円を限度として貸付を行うもので、農協を通じて貸付を受ければ無利子となるもの。

人・農地プランを推進しています

令和4年6月、伏黒箱崎地区・富野地区・小国地区の3地区において、人・農地プランを作成・公表しました。

人・農地プランとは、地域の農業者が十分に話し合いを行うことで、中心経営体（地域の担い手）への農地集積による効率化や、集落が抱える問題点などを整理する「地域農業の未来の設計図」です。3地区で共通する課題と方針は次のとおりです。

課題

- 担い手の高齢化に対し、若い担い手の育成・確保が必要。
- 樹園地の貸借を進めるため、基盤整備が必要。
- 有害鳥獣被害が増加しており対策が必要。

今後の方針

- 優良農地のあっせんや栽培技術の伝承を通じ、後継者の育成確保を図る。
- 遊休農地等の保全管理、基盤整備等によって、受け手が耕作できる条件整備を行う。
- 樹園地は、病害虫に打ち勝つための改植や、作業効率化を図るための低樹高化を推進する。
- 鳥獣害対策のための集落点検を行い、フェンス設置などの対策を推進する。

プランが作成された地域では、プランの見直しを定期的に行い、農地バンクを積極的に活用するなど、中心経営体への農地集積を図っていきます。

（プランの詳細は伊達市農政課

ホームページをご覧ください）



小国地区担当

大武有子副推進委員長

「人・農地プラン」の名称について、聞きなれない方がほとんどかと思えます。

担い手の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加など農業者を取り巻く「人と農地の問題」は山積しています。これらの諸問題を解決し、持続可能な農業を実現するため、地域ごとに農業者が話し合い、地域農業の問題点を解決するためのプランをたてる（実質化）、その目標を達成させるべく活動する（実践）、そういった活動が人・農地プランです。

コロナ禍によって、説明会や話し合いが困難な状況の中、「人・農地プラン」を周知することはなかなか難しかったのですが、私達の霊山町小国地区ではアンケートを実施し、住民の皆様、地域で活躍する農業者、中心経営体の皆様のご協力を得ながら意見を集約し、プランの実質化まで進めることが出来ました。今後、計画を実践するにあたり、地域の農業者の皆様のご協力をより一層お願い致します。



全国農業新聞

月4回
金曜日発行
月額700円



全国農業新聞は農業委員会ネットワークが発行する週刊の農業総合専門紙です。ご購入申込は、農業委員会まで（TEL573-5623）